

第25期・第2回 臨床医学委員会 放射線・臨床検査・病理分科会 議事要旨

日 時：令和3年6月28日（月）10:00～11:40

場 所：オンライン会議

出 席（19名）：松田道行、相田典子、青木茂樹、井上優介、遠藤啓吾、大友 邦、岡沢秀彦、
金井弥栄、神谷研二、玉木長良、中山智祥、橋本優子、増田しのぶ、三上芳喜、
安井 弥、矢富 裕、山下俊一、山田俊幸、米倉義晴

欠 席（5名）：定藤規弘、多湖正夫、富樫かおり、真鍋俊明、山田章吾

（当日名簿順）

議 題

(1) 第25期第1回分科会議事要旨の確認について

井上委員長より第25期第1回分科会議事要旨の確認があり、承認された。

(2) 病理ワーキンググループWGの設置について

井上委員長から病理WGの設置について報告された。病理関係の委員を構成員として病理関係の検討するWGの設定提案があり、4月30日から5月7日の間の電子メールでの投票の結果、承認19、不承認0、無回答5で承認されたとのことであった。

増田副委員長から、6月14日にオンラインで開催されたWGでの審議について以下のような報告があった。

病理解剖の現状と課題について：病理解剖数が減少し、また、目的が研究から診療に変化している。研究目的で行う場合、死者に対する個人情報保護や代諾者についての法的整備などに課題がある。また、医療の一環として死因究明のために病理解剖を行う場合、様々な課題が指摘されている。異常死の死因究明に関しては、法医学解剖が主体であるが病理医も協力している。病理解剖の経費や人材育成を担う部署が医学部講座か病院病理部なのかは施設によって異なり、医療事故調査制度に関連する病理解剖については、地域間や施設間差が大きいと推察される。病理学会では病理解剖の状況を調査しているが、十分把握できてはいない。厚労省は病理解剖は研究であるという立場であると聞いているが、医療安全などの観点からも病理解剖に対する費用負担についての検討を要する。

病理診断情報の共有化に関する現状と課題について：多分野に関連しており、分科会でとり上げるテーマとして適切と考えられる。人文系分科会や、本分科会の放射線、臨床関係委員とともに議論するのがよい。

審議が行われ、「病理診断情報の共有化に関する現状と課題」について、医療情報の問題を包括的に審議するため、参考人の招聘を検討することになった。

(3) 検査値の共有化について

山田俊幸幹事から臨床検査値の共有化についての報告案が説明された。一般向けの啓発を意図して、臨床検査値の共有化について基本事項から説明し、特に誤解の多い基準範囲と臨床判断値についても解説するとのことであった。想定する読者について審議が行われ、一般の医療関係者を主たる対象とし、科学リテラシーの高い公衆の理解も期待することになった。その他は現在の方針で報告をまとめることが承認された。

(4) 医療従事者の放射線管理について

医療従事者の放射線管理について審議が行われ、以下のような意見交換・情報交換があった。

- ・医療従事者の放射線管理は改善が望まれる。
- ・被ばく歴の一元管理について過去に日本学術会議から提言が出されているが、医療従事者については実現していない。
- ・医療被ばくについては2020年4月施行の医療法施行規則改正で管理に前進が見られたが、医療従事者の職業被ばくは法改正の対象になっていない。
- ・水晶体被ばくの線量限度が引き下げられたが、このための審議でも医療従事者の被ばくが多いことが明らかになっている。
- ・被ばくによることが想定される皮膚がんや組織反応が発生しているが、線量記録がなく、診療実態に基づいて認定を審査している。
- ・診療報酬上の画像診断管理加算で医療被ばく管理が要件になっており、ここに職業被ばく管理を加えることも考えられるが、問題となるのは手術室の透視業務などの放射線科医以外の医師による放射線診療であり、医療安全体制の要件とするのが妥当と考えられる。

医療従事者の放射線管理を本分科会での審議の対象とするかどうか、日本医学放射線学会の動向も踏まえて引き続き検討することになった。

(5) その他

メディカルスタッフの業務について臨床検査、病理、放射線それぞれからの情報提供がなされた。

今後の分科会の開催について審議が行われた。各課題について個別に検討を進め、分科会で審議する状況になれば、委員からの発議で開催を準備することになった。